

「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の新たな過疎対策について

中間報告書 (案)

～徳島からの提言～

大里八幡神社秋祭り(海陽町)



サテライトオフィス「森邸」(美馬市)



新しい学校の形「デュアルスクール」(美波町)



にし阿波傾斜地農法の体験(つるぎ町)

令和元年 月 日

徳島県過疎対策研究会

はじめに

現行の「過疎地域自立促進法(過疎法)」は、令和2年度末をもってその期限を迎えます。過疎地域においては人口減少が著しく進み、財政基盤も脆弱であるものの、過疎地域が果たしている多面的な機能を鑑みると、今後においても、法に基づく国の財政支援制度が必要不可欠であると考えられます。

そこで徳島県では、平成31年1月、知事を会長とし、過疎地域及び準過疎地域の市町村長、学識経験者並びに地域づくりの実践者で構成する「徳島県過疎対策研究会」を発足し、今日の社会情勢を踏まえた「新たな過疎対策」について検討を重ねております。

一方、国では総務省「過疎問題懇談会」において議論がなされ、平成31年3月には新たな過疎対策についての「中間的整理」をとりまとめるとともに、今年度も引き続き検討が行われております。また、自由民主党過疎対策特別委員会においても、「今後の過疎対策のイメージ」を示されたほか、「現場の声」を施策に取り込むべく、全国で順次ヒアリングを実施されているところであります。

こうした中、「徳島県過疎対策研究会」においては、これまでの議論を踏まえて「中間報告書」をとりまとめました。過疎対策のまさに第一線での取り組みや、SDGsへの対応をはじめとする新たな課題を踏まえて検討したものとなっております。

関係各位におかれましては、「新・過疎法」の制定をはじめ、過疎地域の振興に向けた施策をさらに充実させることを通じて、「令和」という新たな時代を切り拓き、持続可能な社会づくりが実現するよう、積極的な取り組みをよろしくお願い申し上げます。

令和元年 月 日

徳島県過疎対策研究会

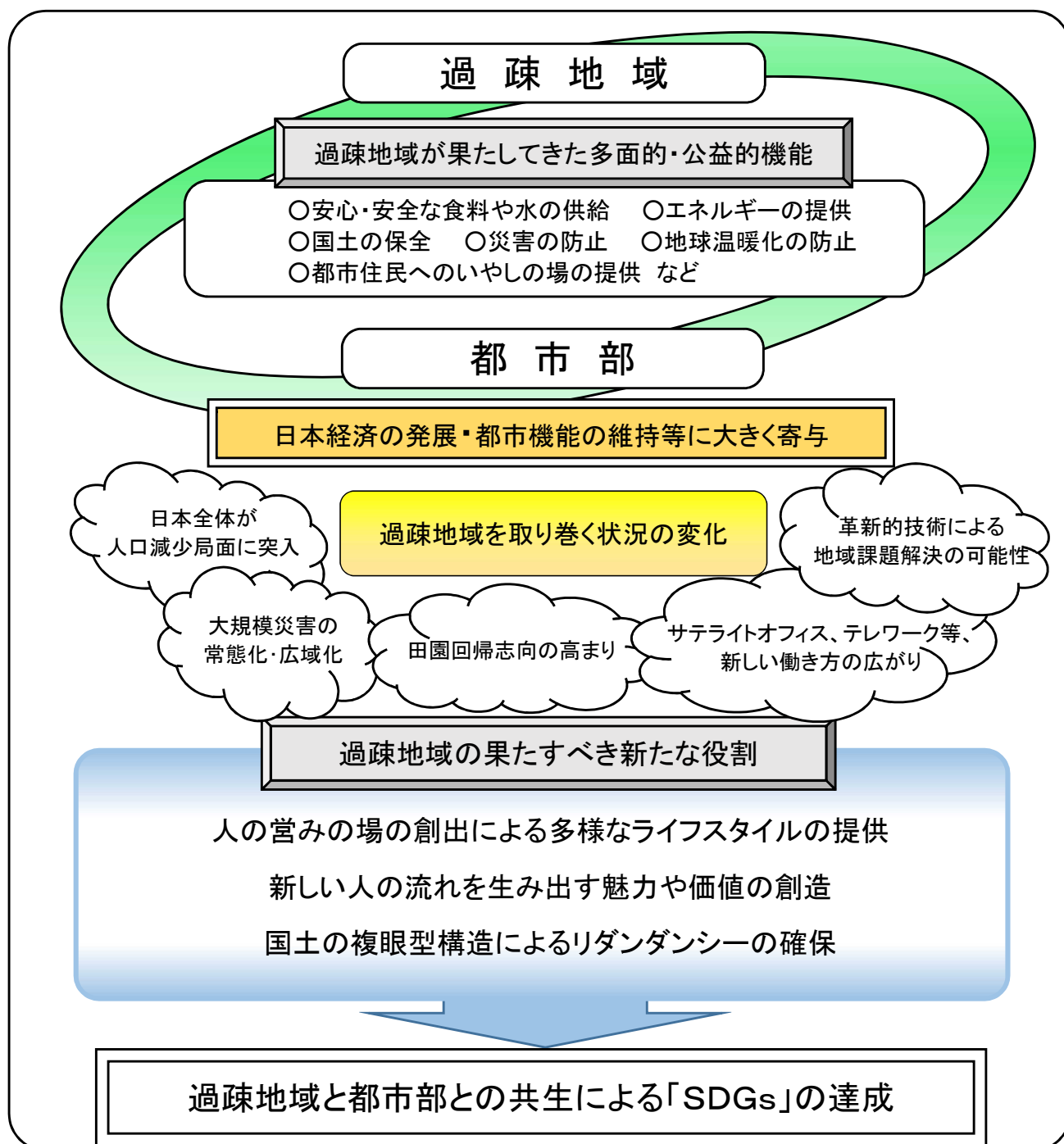
目 次

1	過疎地域の役割	1
2	現状と課題	2
	（１）現状	2
	（２）課題	5
3	新たな過疎法に向けた基本的な考え方	6
	（１）過疎対策の理念	6
	（２）過疎地域の指定要件	6
	（３）新たな着眼点	7
4	新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ	8
5	今後、取り組むべき支援策	10
6	参考資料	12
	○徳島県内市町村別 住民一人あたりの林野面積等	13
	○旧市町村別（昭和の大合併前）の住民一人あたりの林野面積等 ..	14
	○徳島県内市町村の財政力指数	18
	○徳島県過疎対策研究会委員名簿	19

1 過疎地域の役割

過疎地域の多くは農山漁村であり、豊かな自然がもたらす安全・安心な食料や水の供給、森林によるCO₂の吸収、都市部に住む方々への「いやしの場」の提供といった多面的機能を担い、長年にわたり日本の発展を支えてきた。

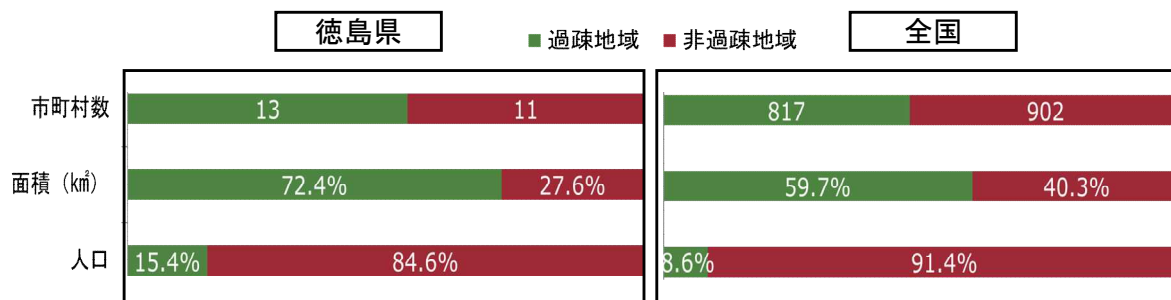
今日、我が国の社会情勢が大きく変化する中で、農山漁村地域へ回帰する志向が高まっているほか、頻発する大規模災害に備えるため、複眼型構造の国土形成が求められるなど、過疎地域には新たな役割が期待されている。過疎地域を「国民共通の財産」として再認識し、都市部との共生を図ることにより、持続可能な社会づくりを進める必要がある。



2 現状と課題

(1) 現状

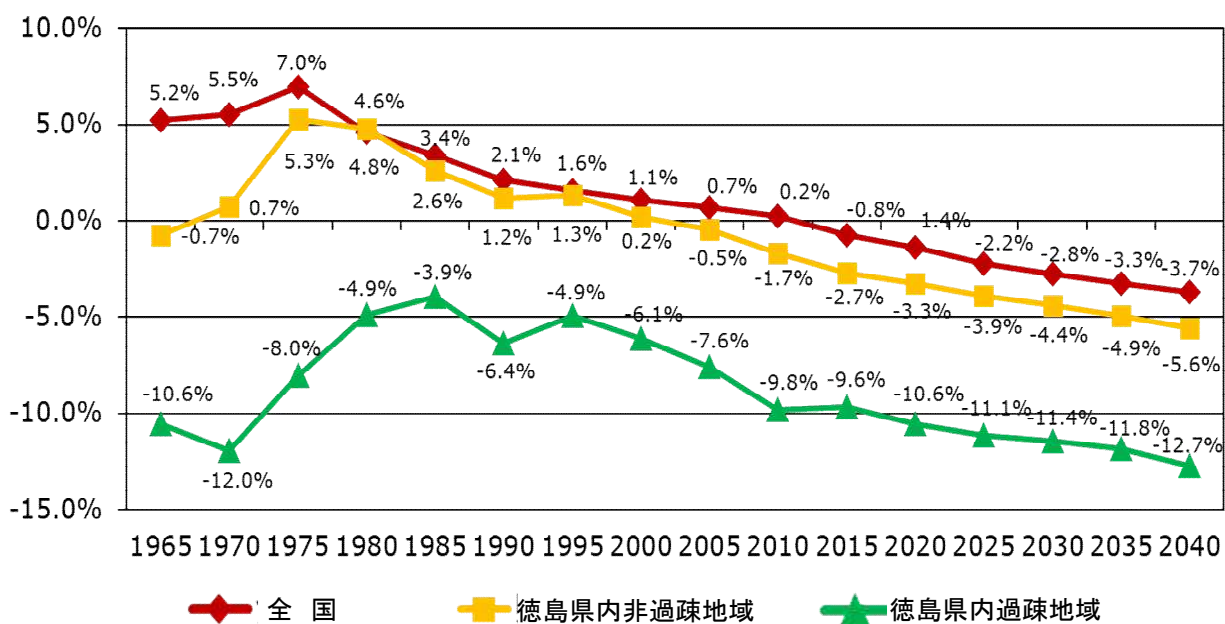
徳島県の過疎地域は、24市町村のうち13市町村（一部過疎2市町含む）であり、その面積は7割を超えるものの、人口で見ると約15%程度である。全国同様、広大な面積を少ない人口で支えているという状況である。



- ・市町村数は平成29年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
- ・人口は平成27年国勢調査による。

全国の人口が減少傾向に転じたのは2015年だが、県内過疎地域では、一貫して減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2020年以降は10%以上の減少幅でさらに人口減少が加速するものと予測されている。

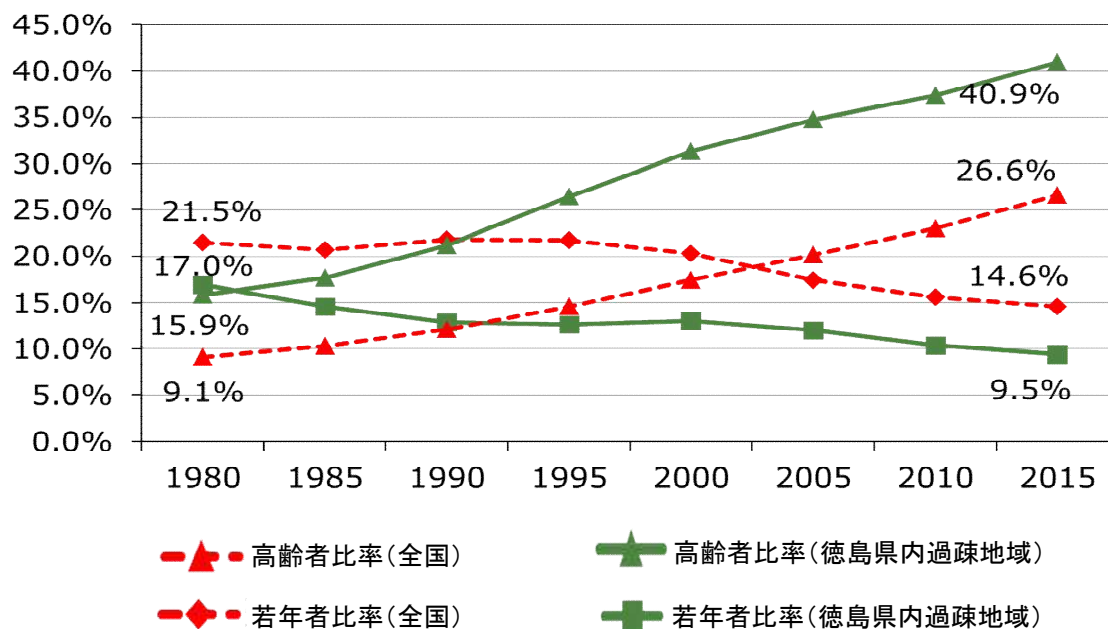
5年毎の人口推移(全国、徳島県との比較)



- ・過疎地域は平成29年4月1日現在。
- ・人口は国勢調査による。

県内過疎地域では、1980年～1985年を境に高齢者比率（65歳以上の人口割合）が若年者比率（15歳以上30歳未満の人口割合）を上回り、2015年には4割を超えるに至っている。全国においても、2000年～2005年に高齢者比率が若年者比率を上回り、さらに上昇が続いている。

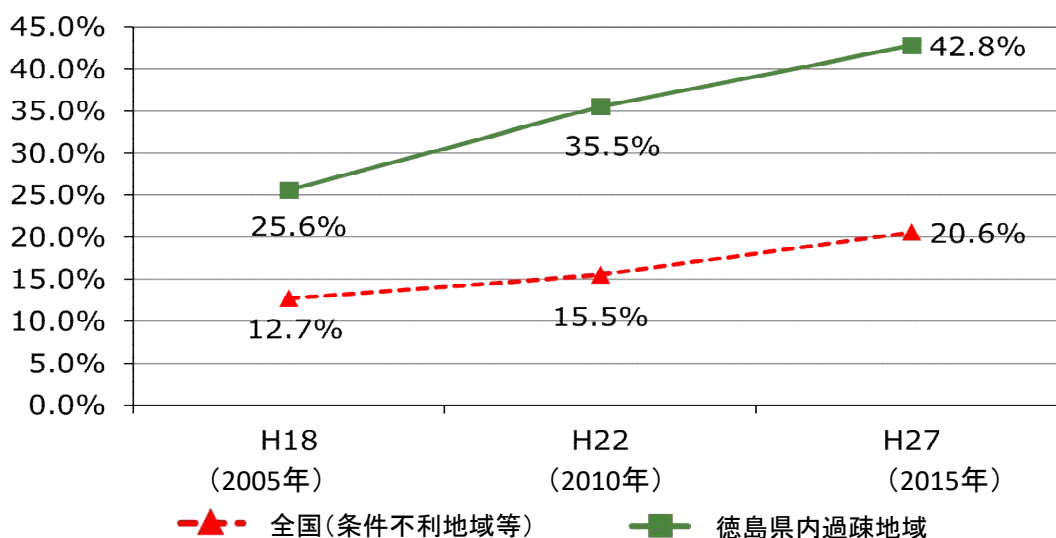
高齢者比率・若年者比率の推移（全国、徳島県との比較）



・過疎地域は平成29年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
 ・人口は国勢調査による。
 ・高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

65歳以上の高齢者の人口が50%を占める、いわゆる「限界集落」の割合について、2015年における県内過疎地域は42.8%であり、全国（条件不利地域等）割合のおよそ2倍となっている。

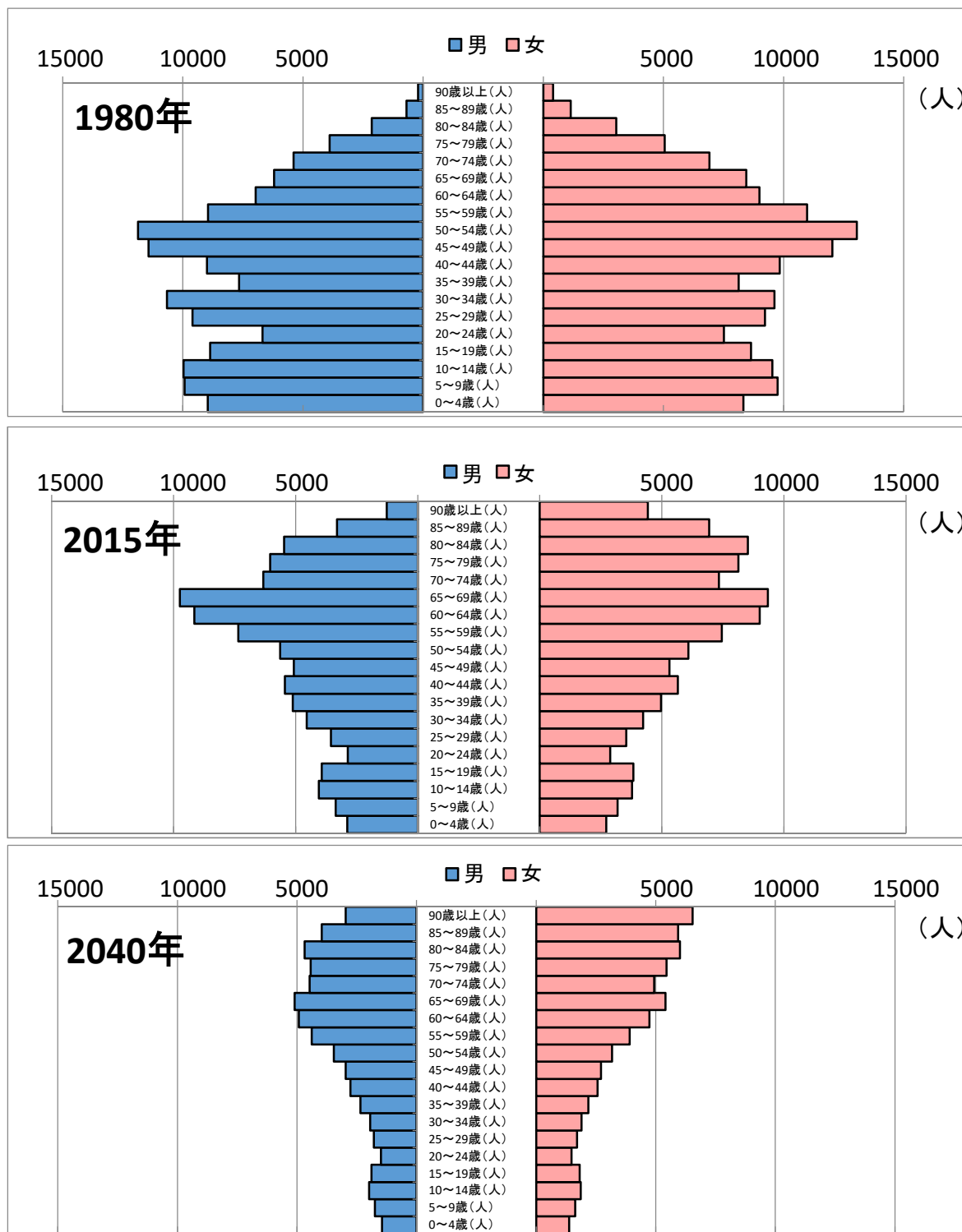
限界集落率の推移（全国、徳島県との比較）



・H27年度は「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査（H27年4月時点）」による。
 ・H22年度は「過疎地域等における集落の現況把握調査（H22年4月時点）」による。
 ・H18年度は「過疎地域における集落の状況に関するアンケート（H18年4月時点）」による。

県内過疎地域では、少子高齢化の傾向が顕著であり、2040年頃には生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が高齢者人口（65歳以上）を下回るとともに、年少人口（0歳以上～15歳未満）はいっそう先細りしていくものと推計されている。

男女別・年齢階層別の人口構成（徳島県内過疎地域）



- ・2015年人口は国勢調査、2040年人口は人口推計値による。
- ・推計値は「日本の将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位・死亡中位推計値による。
- ・過疎地域は一部過疎地域・準過疎地域を含む。

(2)課題

少子高齢化や人口減少が都市部よりも早く進むことで、県内の過疎地域では、様々な課題が生じている。以下の表には、過疎地域の主な課題を分野ごとに整理した。分野の区分については、過疎法に基づき策定した「徳島県過疎地域自立促進計画」の体系を参考としている。

分 野		主な課題
1	産業の振興	・農林水産業の振興及び担い手の確保 ・耕作放棄地の拡大 ・企業誘致 ・事業承継 ・外国人等、多様な人材の確保や受入環境整備
2	交通通信体系の整備 情報化及び地域間交流の促進	・既設道路の維持、補修 ・基幹的道路の広域的整備 ・高齢者の移動手段の確保 ・地域交通の維持確保 ・集落内道路の整備 ・新たな情報通信基盤への対応(5G等) ・移住・定住対策
3	生活環境の整備	・空き家対策 ・公共施設の老朽化による更新、統廃合、除却への対応 ・買物弱者への対策 ・鳥獣害対策
4	高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	・健康寿命の延伸 ・フレイル対策(介護予防対策) ・子育て環境の充実
5	医療の確保	・専門医及び指導医の確保 ・安心できる医療体制の確保 ・重篤な患者の迅速な搬送手段の安定的確保 ・通院手段の確保
6	教育の振興	・通学手段の確保 ・郷土愛を育む地域教育力の向上
7	地域文化の振興等	・地域文化の保存及び継承 ・文化的価値の発信
8	集落の整備	・集落内設備の維持管理 ・地域コミュニティの存続 ・円滑な世代交代

3 新たな過疎法に向けた基本的な考え方

(1) 過疎対策の理念

新たな過疎法においては、人口の低密度化が著しい農山漁村地域の生活水準や住民負担等の改善を図り、都市部との地域間格差を是正することにより、当該地域の「自立」を促すとともに、地域自らの発意と行動による「自律」の精神を育み、地域それぞれの実情に応じた振興策を講じることにより、我が国の人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、都市部から農山漁村地域へと向かう「新しい人の流れ」を創り出し、持続可能な国土の形成を図ることとする。

折しも、「東京一極集中」の是正に向けて「地方創生」の取組みが全国で展開されている。積極的な過疎対策により、農山漁村地域に暮らす人々の安全・安心な生活環境を守るとともに、活力あふれる地域づくりを推進し、「地方創生の実現」に大いに貢献することができる。

(2) 過疎地域の指定要件

① 新たな指標の追加

新たな過疎法における「対象地域の指定要件」の検討に当たり、従来の「人口要件」や「財政力要件」のみならず、農山漁村地域が我が国の「持続可能な社会づくり」のために果たしている多面的・公益的機能を考慮する必要がある。

一例として、「過疎地域」では、広大な林野を少ない地域住民でカバーし、「国土保全」という極めて重要な役割を果たしているという特徴を捉え、「住民一人あたり林野面積」を要件とする等、農山漁村地域が担う役割に着目した要件を追加する。
(※参考資料「徳島県内市町村 住民一人当たりの林野面積等」に、本県の状況を記載)

② 指定の単位

「過疎地域」の指定の単位については、「平成の大合併後における市町村単位」が基本としながら、地域によっては、人口減少が進んでいるものの、これまで合併を重ねてきたことで実態が見えにくくなっている地域もある。こうした「見えなくなっている過疎」は、言わば「合併の後遺症」とも考えられることから、その状況を治癒するためにも、「昭和の大合併前の市町村単位」により人口減少の状況を把握し、大きく減少している地域については「一部過疎地域」として取り扱うなどの見直しを行う。

(3)新たな着眼点

① 都市部から農山漁村へ向かう「人の流れ」の創出

都市部から農山漁村へと向かう「人の流れ」を創出するため、地域や年齢、さらには国籍の異なる人々との関係性を調整し、地域づくりに関わる人々が誇りや愛着を持って長期的に取り組めるよう、地域・世代・未来を「つなぐ」人材の創出に取り組む必要がある。

地域内外の多様な人材が交わり、地域活性化に関わっていけるよう、「活躍の場」の整備やチャレンジを応援する仕組み、さらに医療、子育て等、農山漁村地域で安心して生活できるよう財政面での支援や地域の実情に応じた施策が必要である。

② 革新的技術を活用した取組みへの支援

IoT、AI、ビッグデータなどの革新的技術を活用した課題解決は、あらゆる分野で担い手不足であり、地理的条件も悪い農山漁村地域にこそなじむものであり、「Society5.0」の実現をより具現化させるためにも過疎地域への導入を積極的に推進していくべきである。

また、同時に5G(第5世代移動通信システム)を支える基地局や光ファイバ網等の情報通信基盤の整備・維持管理、それを利用する地域住民の必要な知識と情報の共有が重要である。

③ 大規模自然災害への備えに対する支援

30年以内に7割～8割の確率で発生すると言われる「南海トラフ地震」や頻発化・激甚化している豪雨災害では、多くの農山漁村地域で被害が見込まれることから、防災・減災対策はもとより、平時から復旧・復興に必要な体制を構築する「事前復興」に取り組むことが求められる。

④ 都道府県の役割強化

都道府県は、現行過疎法に基づき「自立促進方針」や「自立促進計画」を策定するとともに、市町村事業の代行や、地域の実情に応じた施策を通じて、市町村の取組みを補完している。

今後、人口減少がいつそう進むことで、小規模自治体では業務の担い手不足も懸念され、自治体間を調整する都道府県の役割が大きくなると考えられることから、複数市町村にわたる広域的な事業の実施にあたっては、都道府県による積極的な関与が求められる。

⑤ 過疎法の恒久化

「過疎」という後ろ向きなイメージを払拭し、地域住民の誇りを醸成するためには、神山町の「創造的過疎」、美波町の「にぎやかそ」のように、「過疎」という言葉をポジティブに捉えながら、過疎地域の役割を認識し、その役割を果たせるよう取り組んでいく必要がある。

そのため、新たな過疎法は人口減少に対して緊急的に対処するための臨時法ではなく、過疎地域の役割を果たし、持続可能な国土形成を図ることを目的として、恒久法に位置づけるべきである。

4 新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ

① 地域と人のつながりが生み出す「新たな価値」の創造

農山漁村に新しい生き方・暮らし方・働き方を求める方が増え、都市部との間で数多くの人材が行き来することを通じて多様な価値観が交わり、「想像を超えた創造」が生み出されている。



アウトドアスポーツを楽しむ人々



サテライトオフィスで働く人々



農業・漁業体験



都市部住民との交流

② 地域住民が主役の集落運営

「基幹的集落」を中心とした集落間のつながりにより一体的な日常的生活圏を形成し、医療、福祉、子育て、地域交通等、生活に必要な不可欠な基盤やサービスの維持・確保、自然災害発生時の集落間の助け合い、コミュニティビジネスによる持続的な体制を確立し、それぞれの集落において地域住民が主役となり、「自助」「共助」を基本として地域を運営している。



地域住民による自主防災訓練



廃校舎を活用した健康づくり



複合施設「小さな拠点」整備



自家用有償運送事業



特産品を活用したコミュニティビジネス



在宅医療

③ 革新的技術による未来創造の拠点

最新の情報通信基盤が広く整備され、IoT、AI、ビッグデータ等に代表される、革新的技術の活用により、自動運転や遠隔医療等が地域住民の日常生活に普及し、農山漁村地域の抱える地域課題が多岐にわたり解決されるとともに、都市部が直面する課題解決にも寄与している。



スマートフォンを活用した
遠隔診断支援システム「Kサポート」



自動運転サービス実証実験



ドローンの農林水産業への活用

④ 地域環境を活かした自然・社会教育や愛着を育む「ふるさと教育」実践

農山漁村地域だからこそできる地域住民による「教育」により、地域に愛着を持つ子ども達が育まれながら、デュアルスクールなど新たな学びの仕組みで、都市部の子どもとの交流も盛んに行われることにより、多面的な考えを持つ子どもが育っている。



自然教育の推進



都市部と過疎地域の両方で学べる
デュアルスクール



高齢者と語る子どもの会

⑤ 風土・文化・生活様式等が織りなす多様な魅力

地域住民の郷土愛や誇りにより、地域ならではの風土・文化・生活様式・景観が保存・継承され、それを見る・支える日本人の心を豊かさを醸成するとともに、各地域毎に異なる日本文化の多様性が広く海外の人々の心に感動を与えている。



世界農業遺産に登録された
「にし阿波傾斜地農法」



大嘗祭を前に
蓑服(あらたえ)調進に向けた大麻の栽培



勇壮に海へ飛び込む
太鼓屋台「ちょうさ」

5 今後、取り組むべき支援策

「新たな過疎法」の制定とともに、過疎対策に関する様々な施策について、一層の充実が図られ、地域の実情に即した、「令和の時代」にふさわしい取り組みを、地方が積極的に講じられる環境が整うことを強く求めている。

① 補助金・交付金

【 過疎地域等自立活性化推進事業 】

○ 「自然・社会教育」「ふるさと教育」等、地域独自の教育事業を対象に追加

過疎地域が抱える諸課題に対応するための事業(交付額:500万円～1000万円)であるが、将来の地域の担い手を確保するため、地域住民による地域ならではの教育により、子ども達が地域の良さを認識する「自然・社会教育」、「ふるさと教育」等を対象事業に追加すること。

② 過疎地域を対象とした税制措置等

【 地方税の課税免除等に対する減収補てん措置 】

○ 「『Society5. 0』の基盤技術を有する産業」の追加

IoT、AI、ビッグデータ等の革新的技術を有する産業の誘致を推進し、地域と協働して農山漁村地域の課題解決へ向けた取組を進めていくため、地方税の課税免除等に対する減収補てん措置の対象に「『Society5. 0』の基盤技術を有する産業」を追加すること。

③ 地域の実情に応じた採択基準の緩和

【 急傾斜地崩壊対策事業 】

○ 採択要件の緩和

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準について、現行制度では、保全人家が概ね「10戸以上」が原則とされており、一定の緩和要件により「5戸以上」であっても採択基準を満たすことになっている。この緩和要件に「過疎地域であること」を加え、地域の実情に即した対策が講じることができるよう緩和をすること。

④ 過疎対策事業債

○ 「防災・減災」や「事前復興」に関する取組みの追加

今や我が国が「災害列島」の様相を呈する中、南海トラフ巨大地震や豪雨災害など自然災害から住民を守るためには、財政基盤の脆弱な過疎地域においても「防災・減災対策」や「事前復興」に早急に取り組むことが極めて重要となる。そこで、防災拠点・避難所となる庁舎の耐震化や高台移転、さらに、被災想定を踏まえた事前準備となる防災公園の整備、復興のための住宅用地の確保を過疎債（ハード）の対象事業に加えること。

また、水道施設の強靱化に向けて、上水道事業に統合した旧簡易水道施設を過疎債（ハード）の対象に加えること。

○ 「公共施設の除却」の追加

今後、既存インフラの老朽化により、道路・橋梁・情報通信設備等、公共施設の更新への対応が求められる。しかしながら、人口減少が著しく進んでいる過疎地域においては、全ての公共施設を一律に更新していくことは難しく、一部を集約していくことも考えられる。このため、遊休資産となる施設も生じると見込まれるが、施設の耐震性によっては、早期除却の検討を余儀なくされる場合も考えられる。そこで、「将来の危険を残さない」ための対策として、公共施設等総合管理計画に基づき「公共施設の除却」を推進する場合については、過疎債（ハード）の対象事業に追加すること。

○ 「『小さな拠点』形成に係る整備」の追加

生活に必要なサービスが集約化された「小さな拠点」の整備を進め、地域住民の集落生活圏を持続可能な形で維持するため、行政サービスの窓口の移転や、郵便局・ガソリンスタンド・買物施設等、生活サービスの受け入れのための整備も含め、「『小さな拠点』形成に係る整備」を対象事業に追加すること。

○ 「革新的技術を活用した先駆的取組み」に対する交付税算入率の引き上げ

「Society5. 0」の実現に向け、「スマート農林水産業」や「スマート自治体」等、革新的技術を活用した全国に先駆けたモデル事業については、交付税算入率を引き上げること。

○ 「財政力指数」による交付税算入率の引き上げ

過疎地域間においても、財政基盤において大きく格差が見られるため、「財政力指数」が特に深刻な市町村の行う事業については、交付税算入率を引き上げること。

○ 住宅整備事業に係る過疎債の充当率引き上げ

移住・定住促進のために過疎関係市町村が家賃補助や給付制度を設けた上で、集落再編整備のための住宅を整備する場合、家賃収入だけでは過疎債非充当分について十分に賄うことができない。将来の集落の担い手となりうる移住者・定住者の生活基盤をしっかりと確保するため、過疎債の充当率を現行の75%から引き上げること。

○ 広域的事業に係る都道府県過疎債の発行

市町村事業を補完する制度として「都道府県代行整備制度」があるが、財政力の脆弱な都道府県には制度の活用をいたくとも手の行き届かない部分がある。したがって、大規模な基盤整備、地域交通の確保、防災・減災対策、地域医療の確保等、過疎関係市町村住民の安心・安全な暮らしにつながる広域的な取組みで、都道府県が主体となって行う事業についても過疎債の対象事業として新たに加えること。

6 参 考 資 料

○徳島県内市町村別 住民一人あたりの林野面積等

徳島県内市町村	総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (a/人)	【参考】 林野率 (%)
徳島市	19,125	5,043	258,554	1.95	26.4%
鳴門市	13,566	7,100	59,101	12.01	52.3%
小松島市	4,537	655	38,755	1.69	14.4%
阿南市	27,956	15,033	73,019	20.59	53.8%
吉野川市	14,414	8,286	41,466	19.98	57.5%
(旧美郷村)	6,633	5,628	957	588.09	84.8%
阿波市	19,111	10,108	37,202	27.17	52.9%
美馬市	36,714	29,210	30,501	95.77	79.6%
三好市	72,142	63,227	26,836	235.61	87.6%
勝浦町	6,983	4,719	5,301	89.02	67.6%
上勝町	10,963	9,699	1,545	627.77	88.5%
佐那河内村	4,228	2,910	2,289	127.13	68.8%
石井町	2,885	237	25,590	0.93	8.2%
神山町	17,330	14,911	5,300	281.34	86.0%
那賀町	69,498	65,931	8,402	784.71	94.9%
牟岐町	5,656	4,935	4,259	115.87	87.3%
美波町	14,082	12,533	7,092	176.72	89.0%
海陽町	32,765	29,919	9,283	322.30	91.3%
松茂町	1,424	6	15,204	0.04	0.4%
北島町	874	–	22,446	–	–
藍住町	1,627	–	34,626	–	–
板野町	3,622	1,658	13,358	12.41	45.8%
上板町	3,458	1,215	12,039	10.09	35.1%
つるぎ町	19,484	16,673	8,927	186.77	85.6%
東みよし町	12,248	9,637	14,638	65.84	78.7%
(旧三好町)	5,471	4,406	5,561	79.23	80.5%
過疎地域	301,949	264,701	116,253	227.69	87.7%
非過疎地域	112,744	48,944	639,480	7.65	43.4%
合計	414,693	313,645	755,733	41.50	75.6%

※林野面積は2015年「農林業センサス」、人口は「平成27年国勢調査」による。

※「全部過疎地域」は黄色セル、「一部過疎地域」は青色セルで表示。

○旧市町村別（昭和の大合併前）の住民一人あたりの林野面積等

徳島県内に129ある旧市町村別（昭和の大合併前）の単位で人口増減率が「－16.8%以上」となっている旧市町村は黄色セルで表示している。昭和の大合併前の市町村単位で見ると、現行過疎法の人口減少率と同程度若しくはそれ以上となっている地域も存在している。また、直近20年間で半分以上の住民が減っているところも多く、このような地域は住民一人あたりの林野面積が大きい地域も多い傾向にある。（赤色セルで表示）

【人口増減率「－16.8%以上」とする理由】

直近の過疎法改正において、平成2年～平成27年（直近25年間）の人口増減率が「－21%以上」という人口要件の追加がなされたが、これを昭和の大合併前の市町村単位で国勢調査においてデータ抽出可能な平成7年～平成27年（直近20年間）で置き換えたところ「－16.8%以上」となった。

徳島県内市町村 （昭和の大合併前市町村） ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積（H27） (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7～H27)
徳島県		414,693	313,645	832,427	755,733	41.50	75.63	-9.2%
徳島市		19,125	5,043	268,706	258,554	1.95	26.37	-3.8%
徳島市	徳島市	5,265	906	187,692	176,607	0.51	17.21	-5.9%
	新居村	632	-	3,545	2,607	-	-	-26.5%
	上八万村	2,036	1,006	9,742	8,632	11.65	49.41	-11.4%
	勝占村	1,542	331	15,371	17,161	1.93	21.47	11.6%
	多家良村	3,845	2,131	7,042	6,613	32.22	55.42	-6.1%
	川内村	1,777	-	14,956	16,754	-	-	12.0%
	入田村	1,299	595	3,408	2,672	22.27	45.80	-21.6%
	国府町	767	74	11,349	11,858	0.62	9.65	4.5%
	北井上村	597	-	4,619	3,776	-	-	-18.3%
	南井上村	502	-	4,839	5,982	-	-	23.6%
	応神村	863	-	6,143	5,892	-	-	-4.1%
鳴門市		13,566	7,100	64,923	59,101	12.01	52.34	-9.0%
鳴門市	鳴門市	4,374	1,729	41,232	38,043	4.54	39.53	-7.7%
	大津村	1,303	280	8,569	7,870	3.56	21.49	-8.2%
	北灘村	3,082	2,312	2,855	1,924	120.17	75.02	-32.6%
	堀江村	1,792	829	6,333	5,290	15.67	46.26	-16.5%
	板東町	3,015	1,950	5,934	5,974	32.64	64.68	0.7%
小松島市		4,537	655	43,349	38,755	1.69	14.44	-10.6%
小松島市	小松島町	2,196	404	30,210	26,933	1.50	18.40	-10.8%
	立江町	1,132	248	3,364	2,515	9.86	21.91	-25.2%
	坂野町	1,209	3	9,775	9,307	0.03	0.25	-4.8%
阿南市		27,956	15,033	79,479	73,019	20.59	53.77	-8.1%
阿南市	中野島村	599	-	5,066	4,716	-	-	-6.9%
	富岡町	1,160	182	11,566	10,353	1.76	15.69	-10.5%
	宝田村	456	99	3,166	2,979	3.32	21.71	-5.9%
	見能林村	1,415	356	11,007	10,805	3.29	25.16	-1.8%
	橘町	798	306	3,704	2,512	12.18	38.35	-32.2%
	福井村	3,384	2,295	2,807	2,113	108.61	67.82	-24.7%
	椿町	3,371	2,715	2,449	1,468	184.95	80.54	-40.1%
	桑野町	2,277	1,255	4,273	3,780	33.20	55.12	-11.5%
	長生村	1,680	1,050	3,462	2,930	35.84	62.50	-15.4%
	加茂谷村	5,219	3,674	2,837	1,945	188.89	70.40	-31.4%
	新野町	3,854	2,617	4,644	3,418	76.57	67.90	-26.4%
	大野村	1,026	368	2,685	2,590	14.21	35.87	-3.5%
	今津村	718	-	3,840	4,014	-	-	4.5%
	平島村	1,143	7	6,193	6,854	0.10	0.61	10.7%
	羽ノ浦町	856	109	11,780	12,542	0.87	12.73	6.5%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7～H27)
○	吉 野 川 市	14,414	8,286	48,383	41,466	19.98	57.49	-14.3%
	柿 島 村	365	-	2,436	2,459	-	-	0.9%
	牛 島 村	649	130	4,915	4,135	3.14	20.03	-15.9%
	森 山 村	950	467	3,781	3,223	14.49	49.16	-14.8%
	西 尾 村	787	236	7,540	6,576	3.59	29.99	-12.8%
	鴨 島 町	276	-	7,541	6,768	-	-	-10.3%
	一 条 町	135	-	-	-	-	-	-
	川 島 町	1,013	376	5,432	4,873	7.72	37.12	-10.3%
	学 島 村	751	226	3,100	2,565	8.81	30.09	-17.3%
	山 瀬 町	877	210	5,683	5,018	4.18	23.95	-11.7%
	川 田 町	1,765	819	5,985	4,753	17.23	46.40	-20.6%
○	三 山 村	2,283	1,935	784	510	379.41	84.76	-34.9%
○	東 山 村	2,145	1,923	425	192	1,001.56	89.65	-54.8%
○	中 枝 村	2,418	1,965	761	394	498.73	81.27	-48.2%
	阿 波 市	19,111	10,108	42,657	37,202	27.17	52.89	-12.8%
	一 条 町	706	-	5,418	4,462	-	-	-17.6%
	柿 島 村	631	-	3,247	3,122	-	-	-3.8%
	土 成 村	1,784	785	4,759	4,454	17.62	44.00	-6.4%
	御 所 村	3,876	2,859	3,525	3,353	85.27	73.76	-4.9%
	市 場 町	1,231	327	5,318	5,033	6.50	26.56	-5.4%
	八 幡 町	1,022	132	3,035	2,372	5.56	12.92	-21.8%
	大 俣 村	5,002	4,047	3,546	2,697	150.06	80.91	-23.9%
	久 勝 町	935	154	5,129	4,411	3.49	16.47	-14.0%
	伊 沢 村	2,615	1,455	3,550	3,067	47.44	55.64	-13.6%
	林 町	1,309	349	5,130	4,231	8.25	26.66	-17.5%
○	美 馬 市	36,714	29,210	38,202	30,501	95.77	79.56	-20.2%
○	脇 町	583	107	6,525	5,401	1.98	18.35	-17.2%
○	江 原 町	6,229	5,001	7,378	6,349	78.77	80.29	-13.9%
○	岩 倉 村	4,291	2,963	5,161	4,278	69.26	69.05	-17.1%
○	郡 里 町	2,065	1,160	5,173	4,154	27.92	56.17	-19.7%
○	重 清 村	2,575	1,401	4,310	3,651	38.37	54.41	-15.3%
○	三 島 村	1,328	825	2,707	2,505	32.93	62.12	-7.5%
○	穴 吹 町	1,270	817	3,020	2,165	37.74	64.33	-28.3%
○	口 山 村	3,912	3,401	2,167	1,279	265.91	86.94	-41.0%
○	古 宮 村	4,362	4,009	256	80	5,011.25	91.91	-68.8%
○	木 屋 平 村	9,420	8,901	1,505	639	1,392.96	94.49	-57.5%
○	三 好 市	72,142	63,227	40,087	26,836	235.61	87.64	-33.1%
○	三 野 町	4,287	3,028	5,155	4,404	68.76	70.63	-14.6%
○	箸 蔵 村	2,497	1,938	2,730	2,269	85.41	77.61	-16.9%
○	佐 馬 地 村	5,292	4,374	3,563	2,554	171.26	82.65	-28.3%
○	三 縄 村	8,073	6,890	3,598	2,182	315.77	85.35	-39.4%
○	池 田 町	899	539	8,599	5,807	9.28	59.96	-32.5%
○	山 城 谷 村	8,233	6,793	4,366	2,706	251.03	82.51	-38.0%
○	三 名 村	4,922	4,418	1,679	915	482.84	89.76	-45.5%
○	辻 町	1,375	938	3,615	2,718	34.51	68.22	-24.8%
○	井 内 谷 村	3,082	2,525	1,965	926	272.68	81.93	-52.9%
○	東 祖 谷 山 村	22,863	21,793	2,620	1,281	1,701.25	95.32	-51.1%
○	西 祖 谷 山 村	10,619	9,991	2,197	1,074	930.26	94.09	-51.1%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7～H27)
○	勝 浦 町	6,983	4,719	7,067	5,301	89.02	67.58	-25.0%
○	生 比 奈 村	2,178	1,094	3,172	2,558	42.77	50.23	-19.4%
○	横 瀬 町	4,805	3,625	3,895	2,743	132.15	75.44	-29.6%
○	上 勝 町	10,963	9,699	2,318	1,545	627.77	88.47	-33.3%
○	高 銚 村	3,071	2,409	1,036	833	289.20	78.44	-19.6%
○	福 原 村	7,892	7,290	1,282	712	1,023.88	92.37	-44.5%
○	佐 那 河 内 村	4,228	2,910	3,245	2,289	127.13	68.83	-29.5%
	石 井 町	2,885	237	25,436	25,590	0.93	8.21	0.6%
	石 井 町	736	142	9,854	10,641	1.33	19.29	8.0%
	浦 庄 村	593	95	3,984	3,383	2.81	16.02	-15.1%
	高 原 村	434	-	3,499	3,501	-	-	0.1%
	高 川 原 村	515	-	4,568	4,937	-	-	8.1%
	藍 畑 村	607	-	3,531	3,128	-	-	-11.4%
○	神 山 町	17,330	14,911	8,614	5,300	281.34	86.04	-38.5%
○	阿 野 村	4,306	3,504	3,100	1,890	185.40	81.37	-39.0%
○	鬼 籠 野 村	2,182	1,755	930	615	285.37	80.43	-33.9%
○	神 領 村	3,157	2,683	2,247	1,539	174.33	84.99	-31.5%
○	下 分 上 山 村	3,388	3,057	1,469	864	353.82	90.23	-41.2%
○	上 分 上 山 村	4,297	3,912	868	392	997.96	91.04	-54.8%
○	那 賀 町	69,498	65,931	12,572	8,402	784.71	94.87	-33.2%
○	鷺 敷 町	3,017	2,409	3,354	2,881	83.62	79.85	-14.1%
○	相 生 村	3,799	3,429	873	525	653.14	90.26	-39.9%
○	延 野 村	2,652	2,100	1,769	1,303	161.17	79.19	-26.3%
○	日 野 谷 村	3,647	3,483	1,018	652	534.20	95.50	-36.0%
○	宮 浜 村	8,304	7,928	1,080	562	1,410.68	95.47	-48.0%
○	中 木 頭 村	5,497	5,408	1,091	653	828.18	98.38	-40.1%
○	上 木 頭 村	7,053	6,709	1,560	856	783.76	95.12	-45.1%
○	坂 州 村	2,873	2,774	738	371	747.71	96.55	-49.7%
○	沢 谷 村	12,612	12,276	320	119	10,315.97	97.34	-62.8%
○	木 頭 村	20,044	19,415	769	480	4,044.79	96.86	-37.6%
○	牟 岐 町	5,656	4,935	6,251	4,020	122.76	87.25	-35.7%
○	美 波 町	14,082	12,533	9,928	7,092	176.72	89.00	-28.6%
○	阿 部 村	961	879	444	295	297.97	91.47	-33.6%
○	三 岐 田 町	1,349	1,050	3,327	2,210	47.51	77.84	-33.6%
○	日 和 佐 町	1,279	1,139	3,352	2,456	46.38	89.05	-26.7%
○	赤 河 内 村	10,493	9,465	2,805	2,131	444.16	90.20	-24.0%
○	海 陽 町	32,765	29,919	12,399	9,283	322.30	91.31	-25.1%
○	浅 川 村	2,287	1,976	1,547	874	226.09	86.40	-43.5%
○	川 東 村	1,114	617	3,227	3,123	19.76	55.39	-3.2%
○	川 上 村	17,521	16,802	1,177	690	2,435.07	95.90	-41.4%
○	川 西 村	2,463	1,929	1,203	897	215.05	78.32	-25.4%
○	鞆 奥 町	175	99	1,612	962	10.29	56.57	-40.3%
○	穴 喰 町	9,205	8,496	3,633	2,737	310.41	92.30	-24.7%
	松 茂 町	1,424	6	13,562	15,204	0.04	0.42	12.1%
	北 島 町	874	-	19,514	22,446	-	-	15.0%
	藍 住 町	1,627	-	28,408	34,626	-	-	21.9%
	住 吉 村	681	-	15,618	18,831	-	-	20.6%
	藍 園 村	946	-	12,790	15,795	-	-	23.5%

徳島県内市町村 (昭和の大合併前市町村) ※現行法上の過疎地域は「○」		総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)	H7人口 (人)	H27人口 (人)	一人あたりの 林野面積 (H27) (a/人)	【参考】 林野率 (%)	人口増減率 (H7～H27)
板 野 町		3,622	1,658	13,999	13,358	12.41	45.78	-4.6%
	板 西 町	2,020	1,120	7,882	7,536	14.86	55.45	-4.4%
	栄 村	447	-	3,401	3,257	-	-	-4.2%
	松 坂 村	1,155	538	2,716	2,565	20.97	46.58	-5.6%
上 板 町		3,458	1,215	12,721	12,039	10.09	35.14	-5.4%
	高 志 村	733	-	3,028	3,038	-	-	0.3%
	大 山 村	1,301	519	5,359	4,981	10.42	39.89	-7.1%
	松 島 町	1,424	696	4,334	4,020	17.31	48.88	-7.2%
○ つ る ぎ 町		19,484	16,673	14,614	8,927	186.77	85.57	-38.9%
○	半 田 町	2,534	1,982	4,894	3,150	62.92	78.22	-35.6%
○	八 千 代 村	2,611	2,267	1,447	647	350.39	86.82	-55.3%
○	貞 光 町	1,084	630	4,902	3,657	17.23	58.12	-25.4%
○	端 山 村	3,461	2,693	1,627	771	349.29	77.81	-52.6%
○	一 宇 村	9,794	9,101	1,744	702	1,296.44	92.92	-59.7%
○ 東 み よ し 町		12,248	9,637	15,993	14,638	65.84	78.68	-8.5%
○	昼 間 町	4,176	3,484	4,262	3,514	99.15	83.43	-17.6%
	足 代 村	1,295	922	1,966	2,047	45.04	71.20	4.1%
	加 茂 村	1,317	832	5,496	5,167	16.10	63.17	-6.0%
	三 庄 村	5,460	4,399	4,269	3,910	112.51	80.57	-8.4%

※1 人口は国勢調査による

※2 総土地面積及び林野面積は2015年農林業センサスによる

○徳島県内市町村の財政力指数

平成30年度 財政力指数(直近3ヶ年平均)			
過疎地域		非過疎地域	
吉野川市	0.384	徳島市	0.819
美馬市	0.299	鳴門市	0.645
三好市	0.218	小松島市	0.575
勝浦町	0.255	阿南市	0.849
上勝町	0.117	阿波市	0.345
佐那河内村	0.166	石井町	0.524
神山町	0.217	松茂町	0.903
那賀町	0.166	北島町	0.803
牟岐町	0.181	藍住町	0.714
美波町	0.173	板野町	0.487
海陽町	0.187	上板町	0.420
つるぎ町	0.186		
東みよし町	0.315		
平均（過疎地域）	0.220	平均（非過疎地域）	0.644

※過疎地域、非過疎地域ともに単純平均。

徳島県過疎対策研究会 委員名簿

(令和元年9月1日現在)

(会長)

飯泉 嘉門	徳島県知事
-------	-------

(委員)

川真田 哲哉	吉野川市長
藤井 正助	阿波市長
藤田 元治	美馬市長
黒川 征一	三好市長
野上 武典	勝浦町長
花本 靖	上勝町長
岩城 福治	佐那河内村長
後藤 正和	神山町長
坂口 博文	那賀町長
枅富 治	牟岐町長
影治 信良	美波町長
三浦 茂貴	海陽町長
兼西 茂	つるぎ町長
松浦 敬治	東みよし町長
阿部 義則	特定非営利活動法人こやだいら 代表理事
石本 知恵子	地域医療を守る会 副会長
上野 浩嗣	一般財団法人さなごうち 理事長
植本 修子	株式会社ハレとケデザイン舎 代表取締役
田口 太郎	徳島大学大学院社会産業理工学研究部・社会総合科学域 准教授
殿谷 加代子	もんてこい丹生谷運営委員会 会長
横石 知二	株式会社いんどり 代表取締役社長

(市町村長は建制順、その他委員は五十音順)